



広労発基 0306 第 1 号の 2

平成 31 年 3 月 6 日

(公社) 広島県労働基準協会長 殿

広島労働局長



平成 31 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

平素から労働行政の運営に格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年より「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところで

当局における職場での熱中症による休業 4 日以上之死傷者は、別紙 1 及び別紙 2 のとおりで、休業 4 以上の業務上疾病者の数は 32 人と平成 29 年の 2 倍に増加しています。また、全国の死亡災害の発生状況を見ると、建設業などの屋外作業を中心に発生していましたが、製造業などの屋内作業においても多数発生しており、これらの中には、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られました。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図ることが必要です。

平成 31 年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的として、別添の平成 31 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱のとおり実施されます。事業場における WBGT 値の把



握や緊急時の連絡体制の整備等の重篤な災害を防ぐ対策について、特に重点的に周知・啓発を関係団体等と実施いたします。

つきましては、貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。